

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する事務取扱要領

平成20年 4月 1日

1 趣旨

この千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)は、千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(平成20年千葉市条例第8号。以下「条例」という。)、同条例施行規則(平成20年千葉市規則第34号。以下「規則」という。)及び千葉市ペット霊園の設置等の許可に関する事前協議実施要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、ペット霊園の設置の許可等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領の用語の意義は、条例第2条の定めるところによる。

3 事前協議

(1) 条例第5条に規定する事前協議の取扱いは、次によるものとする。

ア 提出先及び提出部数は、次によること。

提出部数は2部とするが、他に副本1部を作成させ、申請者用の控えとして保管させることが望ましい。

イ 許可申請書の編冊は、次によること。

(ア) 協議書及び協議に係る書類の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(イ) 編冊順序は、協議書、協議書本文に係る別添図書、協議書の添付書類の順序とし、添付書類には見出し又は目次を付けること。

(2) 条例第5条第2項に規定する記載事項については、次によるものとする。

ア 協議書に記載する内容は、法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とし、登記事項証明書と合致していること。

イ ペット霊園の用地の所在、地番、地目及び面積は、土地登記事項証明書のとおりとする。

(3) 条例第5条第3項に規定する書類等は次のとおりとする。

ア 第1号に規定する法人登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成されたものであること。

イ 第2号に規定する土地登記事項証明書は、申請日の90日以内に作成された全部事項が記載されたものであり、次によること。

(ア) 自己所有地であることを確認すること。

(イ) 抵当権等の他人の権利が設定されていないことを確認すること。

(ウ) 事前協議の時点で、自己所有地でない場合や抵当権が設定されている土地は、土地売買契約書の写し、資金計画書等で(ア)及び(イ)の要件を満たす見込みがある場合に限ること。

ウ 第3号に規定する書類等は次のとおりとする。

(ア) 縮尺1/2、500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適当なものであること。

(イ) 住宅等の周辺の状況については、手書きで記入し、申請区域を示す住宅地図を併せて提出させること。

(ウ) 墓地境界から100メートル又は必要な範囲を線で示すこと。

エ 第4号に規定する図面は、次に掲げる図面であること。

(ア) 墳墓区域、緑地帯、緑地及び障壁並びに管理事務所等の必要な施設設備の全体配置及び寸法が判断できる平面図

(イ) 給水及び排水の状況が明らかな平面図

(ウ) 管理事務所の構造が明らかな平面図

(エ) 植栽を示した平面図

(オ) 門扉の構造図

(カ) 拡張に伴う申請の場合にあっては、既存ペット霊園も含めた図面

オ 第5号に規定する焼却施設仕様書は、焼却施設の構造、処理能力等が記載されているパンフレット、カタログ等で差し支えないこと。

(4) 要綱第3条に規定するその他の関係法令等は、次に掲げる法令とする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

イ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

ウ 農地法（昭和27年法律第229号）

エ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

カ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）

キ その他ペット霊園の設置に伴い必要な、法令、条例、要綱及び要領等とする。

なお、上記の法令等の許可等見込みがあるかを確認することを申請者に指導すること。

(5) 要綱第8条に規定する近隣住民の承諾等は、次によること。

ア ペット霊園の用地の境界から10メートル以内の土地の所有者及び100メートル以内の住宅等の所有者、管理者又は占有者の承諾は、書面によること。

イ 申請予定者は、承諾が得られるように努めるものとする。

ウ 承諾を得るよう努めたにもかかわらず承諾が得られない場合は、その経緯及び承諾が得られない理由を記した書類を提出するものとする。

4 標識の設置等

条例第6条第1項に規定する標識は、風雨に耐えられる堅牢な構造とし、墓地の入り口付近の外部から見やすい位置に掲示することにより、ペット霊園設置予定地の区域外から表示内容が判別できなければならない。

例：スチール、プラスチック又は木製に表面塗装したもの

5 説明会の開催等

説明会の開催は、ペット霊園の区域に隣接する土地の所有者及び当該区域から200メートルを超えない距離に建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者を対象とすること。ただし、申請予定者の判断により、200メートルを超える所有者等を対象とすることは、差し支えない。

6 許可の申請

(1) 許可申請の取扱いは、次によるものとする。

3 事前協議(1)～(3)に準じていること。

(2) 事前協議事項適合通知書の写し

なお、設置許可申請と事前協議の内容が、一致していること。

(3) 次に掲げる他法令の許可証等の写し等を添付させること。

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)

イ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)

ウ 農地法(昭和27年法律第229号)

- エ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- カ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
- キ その他ペット霊園の設置に伴い必要な、法令、条例、要綱及び要領等とする。

なお、上記の法令等の許可等が得られているか又は、見込みがあるかを確認することとし、許可が得られない場合は、申請者に得られるよう指導すること。

なお、設置許可申請と事前協議の内容が、一致していること。

7 許可の基準

(1) 条例第9条別表1(2)に規定する河川等からペット霊園までの距離に関する
ことについては、次によること。

ア 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第16号）に基づく河川をいう。

イ 河川、海又は湖沼からの墓地までの距離の審査は、通常行われている現
地計測（メジャー）又は都市計画図等の図面上で測定すること。

(2) 条例第9条別表1(3)に規定する住宅等からペット霊園に係る距離に関する
ことについては、次によること。

ア 用語の定義は、次によること。

(ア) 「住宅」：専用住宅、併用住宅及び特別養護老人施設等

(イ) 「学校」：学校教育法（昭和23年法律第26号）の学校

(ウ) 「保育所」：児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育所

(エ) 「図書館」：図書館法（昭和25年法律第118号）の図書館

(オ) 「博物館」：博物館法（昭和26年法律第285号）の博物館

(カ) 「公民館」：社会教育法（昭和24年法律第207号）の公民館

(キ) 「病院」：医療法（昭和23年法律第205号）の第1条第1項の病院

(ク) 「敷地」：当該施設の通常の利用に供される範囲をいう。

イ 住宅等からペット霊園までの距離の審査は、通常行われている現地計測（メ
ジャー）又は都市計画図等の図面上で測定すること。

(3) 条例第9条別表1(4)に規定する高燥等とは、次によるものとする。

ア 墳墓への影響、地下水を利用している場合の飲料水への汚染を考慮して

規定したものであること。

イ 地下水位が高いなど湿地帯での墳墓への影響は、次のことが想定される。

例：埋蔵墳墓・・・カロートへの浸水、墓石傾斜

埋葬墳墓・・・死体の浮上、墓石傾斜

ウ 雨水等の排水が十分行われず、墳墓が水没することが予想される用地は高燥とはいえないこと。

(4) 条例第9条別表1(4)に規定する公衆衛生上支障がない土地とは、次により判断すること。

ア 廃棄物の最終処分場等は、支障があるものであること。

イ 「公衆衛生上支障がない」とは、設置場所の地下水位が低い場合等が想定できるが、条例制定時において判断したものであり、これ以外に支障がある状態が発生した場合を考慮し、市長に自由裁量を留保したものであること。

(5) 条例第9条別表2(1)に規定する「見えないように障壁」等とは、遮蔽遮断の考え方であり、人畜がみだりに立ち入れない構造であること。

なお、具体的な条件は、次の要件を満たすことが必要であること。

ア 見えないとは、敷地境界に成人が立って墳墓が見えない状態をいうものであり、通常1.8メートル以上の高さを有するものであれば足りる。

イ 障壁等は、生垣が望ましいが、周囲の環境や立地条件に応じてその構造を選択することができる。

なお、生垣が未成熟のため当該墓地の境界から墳墓が見える場合は、成熟するまでの間、仮設障壁等の設置など見通しを遮る措置をすること。

(6) 条例第9条別表2(3)に規定する門扉は、人畜がみだりに立ち入らないようにするためのものであり、ペット霊園の静謐を確保することを目的として規定したものであること。

(7) 条例第9条別表2(4)で規定する通路は、次によること。

ア 各墳墓に接続して設けられる通路は、ペット霊園内の清掃、墓石の運搬及び利用者の通行の便宜を考慮して設けるよう規定したものであること。

イ ただし書きの規定は、ペット霊園の利用者が墳墓の一部を通路として使用する前提で作られている芝生墓地等の場合に適用するものであること。

(8) 条例第9条別表2(5)に規定する排水に関する規定は、雨水等が停滞し、墳

墓のカロートへの浸水やペット霊園内の通行の支障が生じないようにすることを目的として規定したものであること。

- (9) 条例第9条別表2(6)に規定する便所、使用水の施設及び管理事務所は、ペット霊園の利用者の便宜を図るために、ペット霊園区域に必要な付帯施設として整備することを目的として規定したものであること。

8 許可書等の交付

- (1) 許可書の記載内容は、次によること。

ア 住所及び氏名

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

イ ペット霊園の用地の所在地、地番、地目及び面積

(ア) 設置許可

土地登記事項証明書に記載されている所在地、地番、地目及び面積を記載すること。

(イ) 変更許可

- (a) 区域を拡張することによる変更許可の場合は、設置許可と変更許可を受けた部分を併記すること。

なお、記載内容については、アを準用すること。

- (b) 区域を縮小することによる変更許可の場合は、廃止する面積と残存する面積を併記すること。

なお、記載内容については、アを準用すること。

ウ 区画数

- (ア) 設置許可については、許可した区画数とすること。

(イ) 変更許可について

- (a) 区域を拡張した場合は、設置又は変更許可を受けた数と拡張を行った数を併記すること。

エ ペット霊園の名称

オ 許可番号

カ 収蔵数について

- (ア) 設置許可については、許可した収蔵数とすること。

(イ) 変更許可について

施設を拡張した場合は、設置又は変更許可を受けた数と拡張を行った数を併記すること。

9 焼却施設等

(1) 施設基準は、条例別表2(8)ア～キの基準に適合すること。

(2) 焼却施設に係る苦情等があった場合、ペット霊園の管理者に対し、焼却施設から排出される排ガスについて、測定をするよう指導すること。

ア 次に掲げる測定項目のうち、苦情に関連があると思われる項目

(ア) ダイオキシン類

(イ) ばいじん

(ウ) 硫黄酸化物

(エ) 窒素酸化物

(オ) 塩化水素

(カ) その他

10 変更事項の届出

添付する変更を証する書類については、次のものが想定される

(1) 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の変更の場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書(変更)

(2) 地番の変更にあつては、土地登記事項証明書(全部事項証明書)

11 既存ペット霊園

法施行日(平成20年4月1日)以前に存在するペット霊園の取扱いについては、次によること。

(1) 附則第2条による届出に、法人の登記事項証明書(90日以内のもの)の添付がされない場合にあつては、必要に応じて公用で入手するものとする。

(2) 附則第2条による届出に、現況の平面図の添付がされない場合にあつては、必要に応じて最新の住宅地図等を用いてペット霊園及び周辺の状況を把握するものとする。

12 許可後の指導等

- (1) 条例に基づく環境基準、施設基準等に適合しない等公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認められるときは、ペット霊園の管理者に対し、条例第16条の規定による当該職員の立入検査等により必要な措置を講ずることとする。
- (2) 法第16条の規定にもかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から不適當であると認められるときは、ペット霊園の設置者等に対し、条例第17条から第21条の規定による措置を講ずることとする。

13 その他の留意事項

条例、規則、要綱及び要領で判断しかねる場合は、保健衛生部部長と協議することとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。